

大通達甲（交機）第1号
令和3年3月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

交通部長

大分県警察における交通機動隊の運用に関する訓令の運用について（通達）

大分県警察における交通機動隊の運用に関する訓令（平成19年大分県警察本部訓令第31号。以下「訓令」という。）の運用について、下記のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「大分県警察における交通機動隊の運用に関する訓令の制定について」（平成19年9月7日付け大通達甲（交機）第1号）は、廃止する。

記

1 取締り種別（訓令第6条関係）

- (1) 訓令第6条第1号の「幹線道路等」とは、高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第42条第1項に定める基準に該当する自動車専用道路をいう。）以外の道路をいう。
- (2) 特別取締りは、次に掲げる場合に実施するものとする。
 - ア 交通死亡事故等重大事故が連続して発生するなど、早期に鎮静化させる必要が認められるとき。
 - イ 特定の地域に暴走族がい集し、集団的暴走行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
 - ウ 県下の一部又は全部に交通非常事態宣言が発令されたとき。
 - エ その他交通部交通機動隊長（以下「隊長」という。）が、特別取締りを実施する必要があると認めたとき。

2 交通事故事件の措置（訓令第9条関係）

隊員は、交通事故事件を認知したときは、発生地を管轄する警察署の署員と協力して次に掲げる初動措置を行うものとする。

- (1) 負傷者の救護並びに現場保存及び交通整理
- (2) 被疑者の逮捕又は追跡捜査
- (3) 現場付近における目撃者、参考人等の発見確保
- (4) その他現場措置上必要と認められる事項

3 身柄の取扱い（訓令第12条関係）

訓令第12条第2項の「前項の規定により難いと認めるとき」とは、被疑者による犯行が複数の警察署管内に及ぶ場合、被疑者が手配を受けている場合等、身柄措置をする上で考慮を要する場合をいう。

4 教養訓練（訓令第13条関係）

- (1) 隊長は、隊員に対する機動取締りに関する教養訓練を行うため、交通機動隊運転訓練要領を定めるものとする。
- (2) 隊長は、訓令第13条第1項の規定により教養訓練を行うに当たっては、毎月の訓練計画を定め、定期的実施するものとする。
- (3) 隊長は、新たに隊員となった者に対しては、訓令第13条第2項に規定する機動取締りに必要な教養訓練を実施した後、機動取締りに従事させるものとする。

5 特別隊員の指名（訓令第16条関係）

- (1) 訓令第16条第1項の推薦は、第1号様式により、隊長を経由して行うものとする。
- (2) 訓令第16条第4項の名簿は、第2号様式のとおりとする。

6 特別隊員の招集（訓令第17条関係）

訓令第17条第3号の「その他警察本部長が必要と認めた場合」とは、大規模な災害の発生等により、交通秩序を維持するため特別交通機動隊員（以下「特別隊員」という。）の運用が必要であると認めた場合をいう。

7 特別隊員の教養訓練（訓令第18条関係）

隊長は、特別隊員の招集が予定される事象等に備えて、交通機動隊運転訓練要領により、特別隊員に対して計画的に運転技能訓練を実施するものとする。

8 特別隊員の指名の解除（訓令第19条関係）

- (1) 「特別隊員がその任務を遂行するに当たり適格性を欠く事由がある場合」とは、身体上の理由その他の事情により、特別隊員としての任務遂行が困難であると判断される場合をいう。
- (2) 隊長は、特別隊員の指名を解除した場合は、関係所属長に通知するものとする。

（交通機動隊企画・事件係）

